

平成27年度第1回弘前市地域密着型サービス運営委員会会議録

日 時 平成27年8月24日(月) 午後2時～午後3時

場 所 弘前市立図書館二階 視聴覚室

出席委員 本田親男、小川幸裕、波多野厚緑、田村瑞穂、前田淳彦
島浩之、今幸夫、木村留次郎、丹藤雄介、長内郁子

欠席委員 中村亨、吉本睦子、奈良岡裕次

事務局 健康福祉部長 福田剛志、介護福祉課長 須藤悟、課長補佐 奈良岡直人
介護事業係長 山谷互、介護事業係主査 廣田洋平、介護事業係主事 渡邊幹人

○案件1 小規模多機能型居宅介護サービスの設置について

介護福祉課介護事業係 山谷係長が案件1について説明

発言者	内容
田村会長	応募要件として法人格が必要とのことでしたが、これは株式会社でもよいのですか。
山谷係長	法人登記をしているのであれば、応募要件は満たしております。
木村委員	最近独居老人というのが本当に増えております。この小規模多機能型居宅介護サービスは地域密着型サービスということですので、公民館等を利用して地域の高齢者を集めるということとはできないのでしょうか。
須藤課長	現在進めている新しい総合事業の中で、現行制度の要支援1、2の人を対象として、いま木村委員がおっしゃった地域でのサービスを考えております。ただ、町会の施設が使えるか、どういった人にボランティアとして協力してもらうか等については現在協議中でございます。
木村委員	独居老人の中にも外に出たいという人はいっぱいいるのですが、出る機会が不足していると思います。老人クラブとしてもできる限り協力いたしますので、対応の方進めて頂きたいと思っております。
田村会長	独居老人の件につきましては、本当に重要な問題だと思います。人間は誰でも死ぬわけですが独居老人の場合だと孤独死と孤立死があると思います。孤独死は単に独居なので一人で死んでいくという意味ですが、孤立死は地域コミュニティにも参加していないため死んだことに誰も気づかないということが考えられます。この孤立死についてはできるだけ防げるような体制を整備してほしいと思います。 その他質問等がなければ案件2に移ります。

○案件2 認知症対応型通所介護事業所の新規指定について

介護福祉課 須藤課長が案件2について説明

田村会長	こちらの事業所は新規指定ということは新しく施設を作ったということなのですか。
山谷係長	こちらはグループホームの施設を活用して行う認知症の人のための通所介護ですので、既存の施設を活用しております。
田村会長	わかりました。ちなみにこちらの施設のお風呂のお湯は循環型ですか。レジオネラ菌等の関係で気になりました。
須藤課長	そこまでは確認しておりませんが、こちらのお風呂の状況を考えると循環型ではないと思われます。
田村会長	他に質問等無ければ案件3に移ります。

○案件3 弘前市地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護福祉課 須藤課長が案件3について説明

発言者	内容
田村会長	現時点で有効期間満了日が過ぎている事業所について、既に指定更新が完了しているということですか。
須藤課長	提出された書類等によって要件を満たしていることが確認できれば、こちらの運営委員会の場で審査いただく必要はないことになっておりますので、指定更新の通知は既にご送付しております。
波多野副会長	設置要綱の第2条を見ると、地域未着型サービスの指定に関する事項については運営委員会で審議するということになっているのでおかしいと思います。
田村会長	遡って認める場合にはその一文等があると思いますがここには記載されていませんね。
廣田主査	介護保険の制度上、こちらの運営委員会において意見をいただかなければならないのは新規指定の時のみとなっております。指定更新につきましては事前に意見を頂戴しなければならないという風にはなっておりませんでした。こちらは介護保険法の条文に記載されている事でございます。今までは指定更新時に事前にご意見を頂いていたんですが、昨年につきましてはこの指定更新以外に案件がないということで第3回の委員会は開催しておりませんでした。

波多野副会長	解釈から言って今おっしゃったような状況であるならば、指定更新については案件にする必要がないということですね。今までは事前に協議していたのに、今回に限りこのような扱いにするのは少し問題があると思います。
田村会長	議題が一つしかないからやらないという風にするのではなく、一つであったとしても委員の皆様を招集して開催すべきだと思います。法律で協議する必要がないことになっていたとしても慣例で今までは協議してきたわけですので、指定更新の流れについては統一していくべきだと思います。
須藤課長	介護保険法の中では委員会において協議にかける必要はないということで、今回は指定更新満了日が過ぎた事業所については、委員会の招集を行っておりませんでした。しかしながら、いま田村会長からの意見にもあったとおり、これまでは慣例として協議を行っていたわけですので、次回からは案件が一つの場合であっても委員会を開催し、委員の皆様からの意見を頂くようにしてまいります。
田村会長	この指定更新が既に完了している4件については、介護保険法で協議しなくても良いことになっているようですので、本日の所は委員会において審議しないこととしましょう。本来であれば、事後承諾の一文があれば一番良かったと思います。
須藤課長	できる限り、事前に承諾を頂けるよう対応したいと思います。
福田部長	介護福祉課を統括している部長として、一言お詫びを申し上げたいと思います。法律においては協議していただく義務的なものはないにしろ、慣例として意見を頂いたうえで更新を行っていたわけでありますのでこれからもそのように対応してまいりたいと思います。本日の14事業所のうち、既に指定更新が完了している事業所が4つということで、その件については事務局の方で内容を確認済みということで事後承諾ということにさせて頂きたいと思います。それ以外の10事業所につきましては、いま委員の皆様からご意見を頂いたうえで指定更新を行いたいと思います。 以後このようなことがないように対応してまいりたいと思います。
田村会長	対応の程よろしく願いいたします。 それでは続いて案件4に移ります。

○案件4 弘前市認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る同意等に関する要綱(案)について

介護福祉課 須藤課長が案件4について説明

発言者	内容
波多野副会長	只今の報告に関して、質問やご意見のある方はいますか。
島委員	原則は転入後一年以上と記載されていますが、どうしても入らなければならない場合はどうするのですか。一年経過していない人はどこの施設に入ればいいのかね。
須藤課長	他市町村から弘前市に居住実態がない人のグループホームへの入居を防ぎたいというのが本音ですので、そういう相談があった場合にはその都度対応いたします。
山谷係長	そういった場合には第4条の「必要と認められる特別の事情」に該当することになりますので、こちらに当てはめて対応いたします。

波多野副会長	この要綱は国の方で作るようお達し等があったのですか。
須藤課長	そういうわけではないのですが、弘前市の場合には他市町村からの入居者があまりにも多く、様々な問題が生じておりましたのでこのような方針といたしました。
前田委員	他の市町村の制限期間というのをいま紹介いただいたんですけれども、弘前市で一年と設定したのは何か理由があるのでしょうか。
須藤課長	一年と設定しているのは他の市町村では平川市と五所川原市になります。一年間は他の施設を探していただいて、そのうえで弘前市に住民票をおいて一年間探したけれども見つからない場合には入所という流れになります。
山谷係長	グループホームは地域密着型サービスであり、そこに長年生活してきた人のためのサービスですので、一年間という期間が短いか長いかはわかりませんが設定させていただきました。
波多野副会長	それではこれで案件がすべて終了いたしましたので、これをもって平成27年度第1回弘前市地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。皆様ご協力ありがとうございました。